

国と地方の協議の場の法制化等 3 法案の早期成立について

平成 22 年 7 月
全 国 知 事 会

国と地方の協議の場の法制化や義務付け・枠付けの見直し等に係る 3 法案については、現在、衆議院で継続審議中である。

全国知事会は、昨年、各政党に国と地方の協議の場や義務付け・枠付けの見直しを求め、多くの政党が賛意を示されたところである。真の分権型社会を実現するためには、地方自治に影響を及ぼす重要事項について、企画・立案の段階から国と地方とが対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」の法制化、及び地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進するための「義務付け・枠付けの見直し」の速やかな実現が極めて重要である。

先の参議院選挙の結果、いわゆる衆参「ねじれ」現象が生じたところであるが、3 法案については、我々全国知事会をはじめとする地方六団体が一貫して早期の成立を繰り返し求めてきたものであり、与野党で十分協議の上、一刻も早い成立を期されるよう強く求める。

我々全国知事会も、真の分権型社会の構築に向け、住民の理解と協力を得ながら引き続き全力で取り組んでいく所存である。